ならわ放課後児童クラブ入会に関する指数表

【基準指数】

番号	事由	保護者の状況	細目	指数
1	就労	月20日以上就労	月160時間以上就労	20
			月140時間以上160時間未満就労	19
			月120時間以上140時間未満就労	18
			月100時間以上120時間未満就労	17
			月80時間以上100時間未満就労	16
			月60時間以上80時間未満就労	15
			月60時間未満就労	14
		月16日以上20日未満就労	月120時間以上就労	17
			月100時間以上120時間未満就労	16
			月80時間以上100時間未満就労	15
			月60時間以上80時間未満就労	14
			月60時間未満就労	13
		月12日以上16日未満就労	月80時間以上就労	14
			月60時間以上80時間未満就労	13
			月60時間未満就労	12
		月12日未満就労又は内職	月60時間以上就労	12
			月60時間未満就労	11
2	妊婦・出産	出産予定日以前 8 週間に当たる日から出産日後 8 週間を経過する日が属する月が令和 9 年 4 月の場合		20
3	疾病・負傷	入院		22
		通院又は自宅療養	常時寝たきり	22
			精神性または一般療養	18
4	障がい	身体障害者手帳2級以上、療育手帳Ａ以上、精神障害者保健福祉手帳1級		22
		身体障害者手帳3級、療育手帳Ｂの1、精神障害者保健福祉手帳2級		20
		身体障害者手帳4級以下、療育手帳Ｂの2、精神障害者保健福祉手帳3級		18
5	同居親族の常時介護又は看護	入院又は施設等の常時付添い		22
		床上安静を要する介護又は看護（要診断書）		18
		要介護3から5まで、身体障害者手帳2級以上、療育手帳Ａ以上、精神障害者保健福祉手帳1級である者の介護又は看護		18
		要介護1、要介護2、身体障害者手帳3級、療育手帳Ｂの1、精神障害者保健福祉手帳2級である者の介護又は看護		17
		身体障害者手帳4級以下、療育手帳Ｂの2、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族の介護又は看護		16
		上記以外の場合		14

6	就職予定	就職先が決定している。	※1
7	求職等	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。	10
8	就学又は 職業訓練	就学又は職業訓練を受けている。	※2
9	その他	番号１から９までに類する事由として市長が認めたもの。	※3 10～ 22

※1　「６　就職予定」は、就労に準じて算出した指数とする。

※2　「８　就学又は職業訓練」は、就労の指数から２を減じた指数とする。

※3　「９　その他」は、番号１から８までの事由を準用して指数を算出する。

【調整指数】

番号	事由	状況	指数
1	児童の学年	１学年	30
		２学年	24
		３学年	18
		４学年	12
		５学年	6
		６学年	0
		障がいがある場合 （特別支援学級在籍、通級指導教室通級、学級補助員対応、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、要介護認定）	30
2	通勤時間	片道２時間以上	2
		片道１時間以上	1
3	世帯	ひとり親世帯（死亡、離婚、未婚、離婚調停中別居等） 又は両親不在	8
		生活保護世帯	8
		兄弟姉妹が同一クラブを利用希望	2

備考：入会順位の決定方法については以下のとおりとする。

ア　基準指数は、原則父親又は母親のどちらか低い指数を適用する。
ひとり親家庭の場合は、該当するひとり親の指数を適用する。
該当がない場合は、児童福祉法第6条に規定する「児童を現に監護する者」の指数を適用する。
基準指数が同点のときは、通勤時間が短い方の指数を適用する。

イ　基準指数に調整指数の「児童の学年」、「通勤時間」、「世帯」を加点し、指数の合計が高い順に利用承認とする。

ウ「通勤時間」については、基準指数を適用する保護者の帰宅時間を適用する。

エ　指数の高い者から入会を決定し、指数が同点の者すべてを入会決定とすると施設の定員を超えてしまう場合は、下記の決定基準に基づき入会判定を行うものとする。

【指数同順位内の優先順位決定基準順位】

順位	状況（理由）
1	生活保護受給世帯
2	低学年
3	ひとり親もしくは両親不在（単身赴任含まず）
4	常時在宅の親族（成人）なし
5	基準指数が高い
6	就学前の子がいる
7	直近の市町村民税の所得割の合計額が低い世帯